

〔重要事項説明書別紙〕

利用料金

① 平常時の時間帯（午前８時～午後６時）

１割負担

身体介護	２０分未満	２０分以上 ３０分未満	３０分以上 １時間未満	１時間以上 １時間半未満	１時間半以上 (３０分増毎)
１割	１７９単位 (１８３円)	２６８単位 (２７４円)	４２６単位 (４３５円)	６２４単位 (６３８円)	＋８２単位に １０％加算し、 負担割合を乗 じた額
２割	(３６６円)	(５４８円)	(８７０円)	(１，２７５円)	
３割	(５４９円)	(８２１円)	(１，３０５円)	(１，９１２円)	
生活援助	生活援助のみ	２０分以上 ４５分未満	４５分以上		
		１９７単位 (２０２円)	２４２単位 (２４７円)		
		１割 (４０３円)	(４９４円)		
		２割 (６０４円)	(７４１円)		
	身体介護に引 き続き生活援 助を行う場合	２０分以上	４５分以上	７０分以上	
		＋６５単位に １０％加算し、負 担割合を乗じた 額	＋１３０単位に １０％加算し、負 担割合を乗じた 額	＋１９５単位に １０％加算し、負 担割合を乗じた 額	

初回加算 ２００単位／月

１割負担（２０５円） ２割負担（４０９円） ３割負担（６１３円）

新規に訪問介護計画を作成し、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合

緊急時訪問介護加算 １００単位／回

１割負担（１０３円） ２割負担（２０５円） ３割負担（３０７円）

ご本人やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合

① 平常の時間帯（午前８時～午後６時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用金額に割増料金が加算されます。

- ・ 早朝（午前 ６時～午前 ８時）：２５％
- ・ 夜間（午後 ６時～午後１０時）：２５％
- ・ 深夜（午後１０時～午前 ６時）：５０％

② ２人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、通常の利用料金額の２倍の料

金をいただきます。

介護職員等処遇改善加算Ⅰロ

1月につき所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えたもの）に 287/1000 をかけて端数が出たら四捨五入した単位

地域区分：滋賀県湖南市（7級地）

総単位数×10.21

利用の中止・変更・追加

予定日の前日に申し出があった場合	当日の利用金額の10%
予定日の当日に申し出があった場合	当日の利用金額の30%

指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護負担割合証に記載された割合に応じた支払いを受けるものとします。但し、介護保険給付の支給限度額を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

ご利用者の保険料の滞納により、法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書をご利用者に交付します。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、利用者負担額を除く額の払戻を受けられます。

※端数処理のため、実際の支払合計金額は個々の料金の合計額と若干異なることがあります。

年 月 日

当事業者は、本書面に基づいて上記重要事項説明書別紙を説明しました。

[事業者]

所在地 滋賀県湖南市吉永 1 7 0 番地 4

名 称 特定非営利活動法人ふれあいセンター「そよ風」

説明者職名氏名

私は、本書面に基づいて上記重要事項説明書別紙の説明を受け、内容に同意しました。

ご本人 住所 滋賀県

氏名

ご本人家族 住所

氏名